

事 務 連 絡

平成28年4月12日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年4月1日に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づく排出抑制等指針を改正する告示が公布されました。

今回の改正は、上水道・工業用水道部門及び下水道部門における排出抑制等の措置を追加するものです。

今回、上水道・工業用水道部門におけるこれまでの地球温暖化対策の施策や取組等を踏まえつつ、「排出抑制等指針」に掲げる取組内容等を解説するものとして、マニュアルとパンフレットを、環境省において別添のとおり作成しました。

各都道府県及び水道事業者等におかれましては、今後、「水道事業における環境対策の手引き書」とともに本マニュアルを参考にし、水道事業における地球温暖化対策の計画的かつ効果的な取組の一助としていただきますようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部水道課

担 当：堀田、阿部

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp